

役員等名簿

令和 7 年 5 月 2 2 日現在

理事長	村主 康瑞			
理事	児玉 義隆	佐伯 俊源	上原 雅明	大原 弘敬
	大林 實温	川村 俊弘	國定 道晃	小池 弘三
監事	加藤 秀昭	鈴木 藏人		
評議員	左右田昌幸	近棟 健二	古川 洋一	村主 祥瑞
	村岸 定光	合田 和教	谷内 弘照	東條 仁靖
	藤田 隆乗	松村 隆誉	岡村 光真	喜田 全恵
会計監査人	監査法人やまぶき			

学校法人綜藝種智院役員報酬に関する規則

制定 平成 12 年 12 月 12 日 規則第 10 号
改定 平成 28 年 12 月 10 日 規則第 1-②号
平成 29 年 3 月 24 日 規則第 3 号
令和 2 年 12 月 25 日 規則第 2 号

(目的)

第 1 条 この規則は、学校法人綜藝種智院寄附行為第 5 条に定める本学園の役員で非常勤の者(以下単に「役員」という。)に報酬を支給するために必要な事項を定め、その適正化を図り、以て学園業務の円滑な遂行に資することを目的とする。

(報酬)

第 2 条 役員の報酬は次のとおりとする。ただし、本学園の現状に鑑み、当分の間、役員の報酬は支給しない。

理事長 月額 200,000 円

(支給期間)

第 3 条 月額により定められている役員の報酬は、その職に就いた日の属する月分から、任期満了、辞職、死亡等によりその職を離れた月分までを支給する。

ただし、重複しては、報酬を支給しない。

(退職金)

第 4 条 役員には退職金を支給しない。

(委任)

第 5 条 この規則に定めるもののほか、この規則の施行に関し、必要な事項は、規程で定める。

付 則 (平成 12 年 規則第 10 号)

(施行期日等)

この規則は、公布の日から施行し、平成 12 年 4 月 1 日から適用する。

付 則（平成28年 規則第1-②号）
（施行期日等）
この規則は、平成28年12月10日から施行する。

付 則（平成28年 規則第3号）
（施行期日等）
この規則は、平成29年3月24日から施行する。

付 則
この規則は、令和2年12月25日から施行する。